出

先 機 関

青森県告示第五百三号

るので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年八月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行す

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例 (昭和三十九年四月青森県条

臨時の職業訓練の施行

(開 発 課)

公

告

告

示

目

次

公

告

一千二百八号

専門校青森県立青森高等技術

·短期課程 普通職業訓練

科-

般事務

三月

の受講訓か安公 け指練ら定共 た示の職所職 もを受業長業

する能力開発校の名称臨時の職業訓練を実施

類・訓練課程職業訓練の種

対

象 者

訓

練

科

期訓

間練

定

数

平成十五年(月曜日)

(整備事務所)

建設業者の許可の取消し......

(整備事務所)

道路の位置の指定.....

:

:

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社エムテック

= 代表者の氏名 野沢 浩司

示

主たる営業所の所在地(八戸市売市一丁目七の一二)

許可番号 青森県知事許可 (般 一一)第一七〇九一号

Д Ξ

五

取消年月日 平成十五年七月二十四日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十四年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

出 関

先

機

十和田県土整備事務所告示第五号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十五年八月四日

三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

十和田県土整備事務所長 清

栄

九及び一八三の四三沢市南山四丁目三一の	位
	置
トーの六・	延
_ _ , ,	長
六・〇〇メートル	幅
メートル	員
平 完成 ÷ 言	指定年月日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所·販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭